

総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会

原子力事業環境整備検討専門ワーキンググループ

第4回会合

日時 平成27年10月22日（木）17：00～18：02

場所 経済産業省 本館17階 国際会議室

議題 新たな事業環境下における諸課題への対応策について

○山内座長

それでは、定刻でございますので、ただいまから総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会第4回原子力事業環境整備検討専門ワーキンググループを開催いたします。

本日は、ご多忙中のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

まず最初に、お手元に配付させていただいております資料を確認したいと思います。また、委員の出欠状況について、これを両方とも事務局からお願いしたいと思います。

○浦上原子力政策課長

それでは、事務局から、まず配付資料の確認をさせていただきます。

お手元に配付資料の一覧、資料1、議事次第、資料2、委員名簿、資料3、事務局資料。それから参考資料といったしまして、第1回事務局資料、第3回事務局資料、原子力小委中間整理、この3つの参考資料をお配りさせていただいております。資料が抜けておられるような方があられましたら、お知らせいただければと思います。

従前のとおりの扱いでございますけれども、経済産業省ではペーパーレス化の取り組みをしておりまして、傍聴の方には参考資料はお配りせず、ホームページでダウンロードできる形としておりますので、ご承知おきいただければと思います。

委員の出欠状況でございますけれども、本日は大橋委員、山名委員がご欠席、それから増田委員が若干遅れて来られる予定となっております。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。

本日ですけれども、本日は新たな事業環境下における諸課題への対応策についてと、こういう議題でございます。第3回までの議論を踏まえまして、さらに検討を深めるべき課題についてご議論いただきたいと思います。

これにつきましては、事務局から、まず課題をまとめていただきましたので、これを説明をいただきまして、それとあと自由討議ということにさせていただきます。

なお、プレスの皆様におかれましては、撮影はここまでとさせていただきます。傍聴は可能でございますので、引き続き傍聴される方はご着席をいただきたいというふうに思います。

それでは、事務局からご説明よろしくお願ひいたします。

○浦上原子力政策課長

それでは、事務局の方から、お手元お配りした資料3、「新たな制度の設計にあたって更に検討を深めるべき課題」と題する資料について、ご説明をさせていただきます。

まず、1ページ目をご覧いただきたいと思います。「前回議論を踏まえ、更に検討を深めるべき課題」として、本日この場でご議論をいただきたい課題の全体像を記載してございます。

前回、第3回のワーキングにおきまして、事務局より大きく分けて3つの点について対応の方向性をお示しして、ご議論をいただきました。具体的には、ここにございますとおり、安定的な資金の確保ということのための拠出金制度への移行。2つ目に、確実な実施体制の担保というための認可法人の設立。3つ目に、適切かつ効率的な実施のためのガバナンスの確保。こういう3点でございます。

この下の方に書いてありますとおり、それぞれこういった方向性に沿って具体的な制度を組み立てていくに当たりまして、課題ごとにさらに検討を深めるべき実務的、技術的な課題、論点があろうかと存じます。例えばということで書かせていただいておりますのは、拠出金制度への移行ということに当たりましては、その対象事業の範囲とか、あるいはその移行措置の在り方。認可法人の設立ということに関しましては、その認可法人の運営を安定的に行っていくためにどういった方策が必要なのか。それから、ガバナンスの確保ということに関しましては、この有識者委員会を設置するとして、その役割や構成、それから新法人と国の関与の範囲、こういった点をより具体的な制度設計に落としていくに当たって、詰めるべき論点ではないかというふうに考えております。

以上、本日のご議論いただく話のオーバービューでございます。

2ページ目をご覧ください。前回までのワーキングにおける審議で、委員の各位から提起されている主な意見を記しております。

上から順に、新法人の資金調達手段の手当ての仕方。あるいは、多くの意見を頂戴しておりますガバナンスの関係につきましては、この民間活力と国の関与のバランス。それから、日本原燃と新法人の緊張感の維持。関係者の責任の所在の明確化。他の事例なども踏まえた第三者委員会の位置づけの整理。こういった問題が提起されてございます。さらには、予見できない事態が発

生した際の国の支援といった論点も指摘されているところでございます。

以上のようなご指摘も踏まえて、今回議論していただく具体的な議論の論点ということで、3ページ目をご覧ください。

まず、拠出金制度について、対象となる事業の範囲をどこまでとするかという点でございます。今般の拠出金化というのは、地域独占あるいは総括原価方式が撤廃をされて、電力自由化が進むというこの新たな事業環境のもとで、事業者の経営判断や、あるいは事業体の経営状況によって、使用済燃料の再処理が滞ることのないようにする必要があるのではないか。それが検討の出発点でした。

そうした問題意識から、この使用済燃料の再処理事業全体を眺めますと、この下の方に図がイメージとして書かれています。この真ん中の黄緑で書いてある再処理工場で実施しております使用済燃料のせん断であるとか溶融、そして分離、精製といった再処理の工程、これがメインになりますが、それだけにとどまるものではなくて、その下に若干薄赤く色塗りしたいろんな事業が書いてあります。例えばこの廃液を処理して生み出されるガラス固化体など、出てきたものの貯蔵物、これの一時的な管理をするという部分。あるいは、取り出したプルトニウムなどの有用物質を用いてMOX燃料を加工するという工程。あるいは、その再処理工場の操業や、その廃止措置に伴いまして発生する低レベル廃棄物の処分。それから、地層処分が必要となる、いわゆるTRU廃棄物の処理。こういった多岐にわたる関連事業というものが存在します。これらの事業が全て適切に実施されなければ、この再処理全体がどこかで滞ってしまうということになりますので、再処理事業として完結いたしません。

この右下のところ、ちょっと点線で囲ってありますけれども、このガラス固化体の地層処分の部分に関しましては、もう既に最終処分法の中で必要な資金を拠出金として徴収する仕組みが法定されていますが、こうした別途手当てされている部分を除いたこれらの関連事業について、事業者の経営判断などに影響されずに安定的に資金を確保するという観点から、新たな拠出金制度の対象とするのが適当ではないかということを書かせていただいています。

次の4ページ目をご覧ください。拠出金制度へ円滑に移行するに当たりまして、どのような措置が必要になるかということについて書かせていただいております。

まず、(1)の既存の積立金の扱いという点ですが、現行の積立金制度に基づきまして、既に原子力事業者が積み立てている資金というものについては、新たな制度への移行に際しまして、新法人に一括して移管するというのが極めて自然な取り扱いではないかと考えられるところです。

この下の箱の中、「その際」と書かれたところですが、資金の運用に実務的な支障を来さないような措置が必要としています。例えば、現在の積立金の大半は債権によって運用されてござい

ます。それなりの利率で運用されておりますので、例えばこの債権をあえて一旦現金化するといったようなことではなく、この債権の形のまま移管するような、そういった措置も含めて、実務的な支障を来さないようにどのような措置を講ずるべきか。そういったところが、ここに書かせていただいている論点です。

それから、（2）というところで、積立金制度の対象とされていなかったものの扱いという点ですけれども、これまでのその積立金の制度の対象とされてこなかったにもかかわらず、新たにこの拠出金制度に含めるということとした事業。例えば、MOX燃料の加工にかかる費用などがこれに該当いたしますけれども、既に発生してしまっている使用済燃料というものについては、その追加事業に要する費用を積み立てではありませんので、原子力事業者において、その不足する分の資金の拠出を追加的、事後的に義務づけるということが必要になります。

このように過去の時点にさかのぼって事業者に対応を義務づけるという部分につきましては、以前のこの積立金制度をつくったときの取り扱いなども踏まえながら、例えばここで書いてあります適当な期間での分割拠出を認めるなど、何らかの激変緩和措置を講ずるのが適当ではないかということを書かせていただいている。

5ページ目をご覧ください。ここでは、新法人の運営に関する論点といたしまして、とりわけ資金確保の面で安定的な運営を行うための対応策について記載をしてございます。

新法人は原子力事業者から拠出される拠出金を用いて事業を実施するということになりますので、この拠出金をどのタイミングで事業者から徴収できるかということが、安定的な運営を行うために重要となるわけですが、使用済燃料の発生時にこの必要な資金をあらかじめ確保しておくというのがこの新たな制度の趣旨であると考えますと、この原子力事業者がこの毎年の発電量、すなわち毎年の使用済燃料の発生量ということに応じまして、事業者から拠出金を徴収するというのが原則となるというのが自然な流れではないかと考えるところです。

次の丸、「また」というところですが、もし将来的に何らかの事情によりましてこの追加的な投資が必要となるという場合に、どうするのかということも考えておかなければならぬ点です。これにつきましては、事業者間での公平性が乱されないといった点にも留意をした上で、将来の拠出金額に適切に反映する、すなわち原子力事業者に負担をお願いするということによって、全体として必要な額を確保することとしてはどうかというふうに考えてございます。

それから、3つ目の丸で書かせていただいているのは、新法人のいわば「資金繰り」の問題です。再処理施設に関連する事業、これは巨額な設備投資を必要といたしますので、ある時点をとりますと、それまでに拠出された資金だけではまかなえないような局面が生じるという可能性は否定できません。したがいまして、この新法人自らにも資金調達を行う機能を持たせるべきでは

ないかということが書かれています。

6ページ目をご覧ください。新法人の主な業務とガバナンスの在り方を記載しています。

まず、新法人の担うべき業務としてどういうものを想定すべきかということですが、3つ書かせていただきました。例えば、拠出金額を決定する、そして拠出金の徴収、管理、運用を行う。それから、事業全体を勘案した実施計画の策定を行う。さらに、この再処理等の実施で、みずからやる場合もあれば、あるいは委託事業者に対してお願いをするという部分もあろうかと思いますけれども、その選定、管理・監督といったことが想定されるのではないかと考えています。

新法人のガバナンスの在り方というところ、ここはこれまで多くのご議論をいただいているところですが、まず、この再処理事業自体は、事業者間の競争がそれ自体についてあるわけではありませんので、そうした中で事業が適切かつ効率的に運用されているのかどうか。同時に、長期にわたって行われる事業ですので、使うべきところにきちんとお金を費やして、技術的な課題に適切に対処されているのかどうか。そういういろいろな側面から継続的にチェックをするようなメカニズムを意識的に組みこんでいく必要があるのではないかと考えております。

「具体的に」と書かせていただいた2つ目の丸以降でございますけれども、新法人にはその経営を担う主体とは別に、外部の有識者で構成される委員会を設置して、法人の意思決定に関与する仕組みとしてはどうかというふうに考えています。その際には、原子力事業、それから関連する技術、そういうものにお詳しい方。経営・金融、さらにはこのプロジェクト・マネージメントみたいなことに関するご知見があられる方。そういう方々の参画を求めていくのがよいのではないかということです。

それから、この拠出金額あるいは実施計画のような重要な事項については、単にこの新法人の中だけで確認をする仕組みだけではなく、国が承認などを行うような仕組みとして、この外部有識者委員会での確認とあわせて、いわばダブルチェックが働くような仕組みとしてはどうかということです。

次の7ページ目をご覧いただきますと、今申し上げたことが模式図的に書かれています。

この新法人の中の外部有識者委員会、これが新法人の役員、事務局というのを監視・監督するという、こういう矢印に加えまして、この左側、国がさらに役員や外部有識者の認可、あるいは拠出金額、実施計画の承認などを通じて監視をすること。さらに、この原子力事業者自身、仮にこの委託される民間事業者が日本原燃であるということを想定いたしますと、当然出資者としての関係もありますので、きちんとこの新法人への協力をするとということとあわせ、原燃自体に対する監督をそれはそれできちんとやっていただくということで、複層的なガバナンスが機能するような仕組みとなるのではないかということです。

1枚めくっていただきまして8ページ目ですが、こういった仕組みの参考ということで、既存のエネルギー関係を中心に、認可法人でどのような業務について外部有識者がチェックを行っているかということを整理しています。

例えば、この原子力損害賠償・廃炉等支援機構、預金保険機構のような、みずからその徴収する金額を決めて、その金額を徴収しているような、そういう機関につきましては、そういう業務につきまして、名前は運営委員会という名前であったり違った名前であったりもしますけれども、その議決が必要とするというような法令上の整理がなされてございます。

あるいはNUMO、それから電力広域的運営推進機関のような、全国的なさまざまな計画策定のようなことにかかわる局面におきましても、同様に外部の有識者に対して、その了解をとるような仕掛けというものが法定されておりまして、こうしたもののが今回の認可法人の制度設計に当たっても参考になるのではないかということです。

最後に、9ページ目をご覧ください。ここには留意事項といたしまして、今後の制度設計の検討に当たりまして、政策当局等におきまして留意すべきこと、心がけるべきことなどについて記載をしています。

最初の丸は、再処理ということが長期間で巨額な資金を要するプロジェクトでございますので、電力自由化が進展していくという事業環境を前提といたしますと、必ずしも現時点で何か特定の事象が起こるということを念頭に置いているわけではありませんで、そういう意味ではあくまで一般論でございますけれども、将来的に現時点で全く想定されていないような事態というものが生じる可能性も否定できません。今般、いろいろ議論をしていただき制度設計を進めていくこのスキームにつきましても、その妥当性は常に検証をし、必要に応じて追加的な措置を講ずるということが必要になる場面があるかもしれませんということを書いています。

そうした将来的な可能性との関連で、「例えば」ということで、2つ目の丸でございますが、法人や事業者が全く予見しないような事態で追加的な費用が必要になるといった場面があるかもしれません。そのような場合には、もちろんその原因や費用の性質を精査する必要があると思われますが、競争中立的な何がしかの方法での費用確保の方策ということについて知恵を絞って、措置を講じていくという必要があるのではないかという、ある意味で、「一般論」を書いてございます。

それから、3つ目の点ですけれども、この使用済燃料の再処理を推進するに当たりまして、この立地自治体との関係というのが極めて重要です。その関係者の理解と協力を得ることは不可欠である。信頼関係のもとで連携をしてやっていく必要があるのではないかということを、あえて特出して書かせていただいている。

あわせて、立地自治体以外の一般国民との関係におきましても、今後のその制度対応を進めるということと並行して、原子力・核燃料サイクル政策のこの重要性、必要性について、関係者はよくわかりやすいような発信に努め、情報提供、情報発信に努めていくことが必要ではないかということを書かせていただいている。

以上が、全般的な今後のこの検討に当たっての留意事項です。

事務局からの資料についての説明は、以上でございます。

○山内座長

どうもありがとうございました。

それでは、これ以降、自由討論の時間とさせていただきます。例によりまして、ご意見、ご質問のある方は、お手元のネームプレートを立てていただければ幸いでございます。

今日は途中で中座される委員の方がいらっしゃいますので、まずは城山委員、遠藤委員という順番でお願いいたします。

○城山委員

すみません。それでは、早目に退出させていただきますので、最初に意見を述べさせていただきます。

1点、感想といいますか確認みたいなことと、3点コメントを申し上げたいと思います。

1つは、今日の資料で言うと、この資料3の3ページ目の図がありますけれども、今回の対象とするスコープがどこになるかということなわけですが、これは改めてこういう形で見せていただくと、いかにスコープが広いかということを改めて認識するというのが結構大事なのかなというふうに思っています。

つまり、どういうことかというと、再処理の話って、今まででは事実上海外に委託してやっていて、プルトニウムが残ったとしてもそれは海外に置いておくということで、例えばその不拡散上の問題なんかも処理していたわけですけれども、中で実際にこれオペレーションするとなると、このサイクル全部を回さなければいけないという大きなミッションを、ある意味では今回対象にしているところは、ミッションとして持つことになるんだろうと。

そういう意味で言うと、今回の検討の主たる問題意識は、競争環境下でどういうふうに整備するかということで、もちろんそれは大事なのですが、他方、本当にこれは再処理工場を動かして、中で、日本の国内でオペレーションしようと思うと、この全体をどうやって回すかという、それはそれ自体として課題としてあってですね。それを現在の国際環境のもとで回していくこうと思うと、恐らくやはり民間の事業者の連携というだけではそもそも不十分だというところがあつて、ある種のやっぱり公的管理というのには必要だということは、これは既に言葉の上ではこれまでに、

前回までに確認していたことかと思いますけれども、こういう形でスコープを含めて整理していくただと、その点がよりはっきりしたのではないかなどという、ちょっと感想を持ちました。これは確認であります。

その上でのコメントなのですけれども、一つはその6ページのところで、新法人の主たる業務というところで、①が拠出金の決定、徴収で、それから②が関係する実施計画の策定ということで、項目としては全く異存はないんですけども、ものの順序として、拠出金の額の確定というのは重要な役割だということはわかるのですが、やはり実施計画を、そもそも全体を回す計画をつくるということ自身がやはり相当大きなミッションなのではないかと。先ほど申し上げたような、スコープはかなり広いものを対象にしているということを考えても、実施計画というのはそんな簡単な話ではないと思うので、ある意味では実施計画というのが重要なミッションで、その中では当然重要な要素として拠出金額というはあるのかなという印象を受けますので、これは順序が逆でもいいかなという感じはします。そんなにこだわることではありませんが、逆に言うと実施計画というのはかなり重要なミッションであるということを、やっぱりちゃんと認識しておく必要があるのかなということを感じたということが一つであります。

それから、もう一つは、これはむしろ8ページに書かれていることで、これは今後もう少し具体的に精査されることになると思うのですが、仮に外部有識者委員会みたいなものを置いたときに、一体どういう人が入って、どういう役割を担うのかということで、これを見させていただくと、その賠償廃炉機構とか、預金保険機構もそうだと思うが、やっぱりオペレーションをきちんとやらなければいけないというところで、ある種の確かにお金にかかわる決定をするというのはやっぱり重要な話なので、そういう意味でいうと、先ほどのその拠出金の決定というのが一つの重要な組織としてのミッションだし、そこに外部有識者委員会もかかわる必要があるというのは、やはり他との比較でも言えるのかなという感じがします。

その上で何をやらなければいけないかで、これはたしかどこかに、どういうメンバーが必要かというのを、プロジェクト・マネージメントだとか技術の専門家ということが併記されていたと思うのですが、その辺を具体的にどう詰めるかということが大事かなと。

そのときに、一つ思いましたのは、例えばその技術の話というのを、どういう文脈で技術の話をきちっとわかった人を入れるのかと。恐らく、例えば、たしか廃炉機構の場合には、これ、運営委員会以外に技術のたしか外部委員会をつくるについて、個別の技術のアドバイスはそこからもらうという形になっていて、そういう個別技術のアドバイスみたいな話では多分ないのかなと、むしろその経営の中にやっぱり技術的なフィージビリティーをきちっと見られるような技術のタイプの人が必要だという、その辺は若干ちょっと、逆に外部諮問委員会に入れるのであればそ

いうタイプの技術の人ということが一つ示唆されるのかなと。

それから、プロジェクト・マネージメントというのを入れていただいているけれども、やはり、例えばそのプルトニウムの管理みたいなことを考えると、ある種の国際関係的なことに見識のある人というのもいた方がいいのかなという感じがします。それが2点目の外部有識者委員会に関する部分であります。

それから、3点目は、ある意味では今回の検討の枠の外になるのかもしれません、その認可法人がどういうガバナンスをつくるのかと同時に、やっぱりその周辺環境ですね。例えば具体的に言うと、多分、国の役割というものと、やはりその事業者の協力義務という話が一般論としてありますが、そこをどうやって位置づけていくかという仕掛けをきちっと、どこかでやっぱり議論をしておく必要があるのかなというふうに思います。

ここでは、あくまでもその認可法人がつくる事業計画、実施計画の認可という形で書いていますが、逆に言うと事業計画、実施計画の前提に、ある種、戦略計画があるわけなので、戦略的、計画的なことを、やっぱり国がそこは責任を持ってきちんとやれる体制をつくるということとセットじゃないと、なかなか難しいのかなと。例えばさっきのプルトニウムがどのぐらい国内であることを許容するかとかですね、そこはかなり外交政策的な問題もあるでしょうし、逆にその、それが残らないようにしようと思ったら、ちゃんとその事業者が、MOX燃料を使ってもらわなきゃいけないので、そこはそのプルサーマルの多分処理能力にもかかわってきて、そこはまさに事業者の協力が必要な局面になってきて、そこは恐らく、この認可法人だけでできるかというと、多分その国の関与というのがないとできない話なので、そういう意味で国の関与の在り方なり、事業者の協力義務と一般論で書いているものを一体どう担保するかというですね。この認可法人の外にある部分のガバナンスの話というのも、もう少し具体的に詰める必要があるのではないか、なというふうに思います。

以上、コメント3点です。

○山内座長

ありがとうございます。

どうしますか、何かお答えを、それとも遠藤委員。

じゃ、遠藤委員どうぞ。

○遠藤委員

少し早目に退散をさせていただきますので、先に意見を述べさせていただきます。

ほとんど城山委員が言われたことと重なってしまうのですが、まず1ページ目に、新たな制度設計についての検討がより具体的になされるという表示があるということ。これについて、きち

んと整理がされていることと、あと、城山委員もおっしゃられましたけれども、3ページ目の幅広いその再処理の工程、そのバックエンドに近い、もう本当の最終処分に近いようなところまで、きちんとその国が責任を持ってその踏襲していかなくてはならないというような認識の共有ができたということは、大変意義があることだと思います。

この全般にかかわって、きちんとその中間、再処理、最終処分が進んでいかないと、前にも何度も申し上げたのですが、これはフロントエンドの原子力政策にもかかわってくる大きな問題でありますので、ここは非常に責任を持って進めていただきたいというふうな認識であります。

つまり、これはプルトニウムの問題で、安全保障上の問題にもかかわる問題ですので、国の関与というものが明確化されなくてはならないというふうに思うのですが、それで7ページ目の資料を見ましたときに、ある程度認可法人ができるということについては、国の非常に厳しい監督がなされるということで、一つの成果だというふうには思うのですが、この認可法人とその下の実際の事業者である民間事業者と書かれている日本原燃との間のガバナンスは、では一体どんなふうに担保されているのかというところが、やはりですね、どうしても、まだ不透明ではないかなというふうに思っております。つまり、その不透明というのは、まだ緩いのではないかなというふうに思います。

つまり、予算の作成等である種の実施計画をするわけですが、実際にその運営事業体としては1社しかないために、競争入札が行われるわけでもなく、ほぼ独占でここがやるしかないと、技術的なそのノウハウもここにしかたまっていないということになると、ここの間は、実際にはもう事業体として、そのままやっていただくというような状況でしかないということになるわけですよね。そうすると、国とその原燃との間には、別に何ら、この認可法人を通さない限りはダイレクトなコンタクトがあるわけではないわけですから、ことこのガバナンスをどういうふうにきかせていくのかというところは、まだ不十分ではないかななど。

例えば、ここで新法人がその原燃に対して、原燃が減資するなり増資するなりをして、何か株式を持つというようなガバナンスの働き方は一体その現実的なのかどうなのかということも含めて、この間の関係性の整理がもう少し必要なのではないかというふうに思っております。

もちろん民間の電力会社が出資をしたり債務保証をしているということで、その業務を遂行してもらいたいということを厳しく言つていかなくてはならないということは民間の責任としてはあるのですが、やっぱりこの後ろの問題、バックエンドの問題というのは、もう少しその国が全面的な関与をわかりやすい形で発揮する手法というものはないものなのか。今のままだと、原燃に対するいわゆる資本という形でのガバナンスは余り前とは変わっていない。有識者会議とか、そういう第三者委員会の機能を持たせるということには大いに賛成であるのですが、それがイコ

ール、ガバナンスにダイレクトにきく方向になるのかということは、もう少し知恵を絞る必要があるのではないかというふうに感じている次第です。

私は以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

一応伺いますか、ちょっとご意見を。何かありますか。でも、途中で出られるので、何か。

○浦上原子力政策課長

ありがとうございます。

城山委員からいただいた意見は、もっぱら感想的なコメントということで、受けとめさせていただきながら今後の検討を精緻にしていきたいと思います。この認可法人の外である、国の方針性についてというところですが、もちろんこれは認可法人だけで完結するものではなく、国としての政策がかかわってきます。経済産業省としての政策というものもあれば、内閣府原子力委員会の方でやっているような政策の枠組みもありますので、そうしたものを合わせ見ることで、この仕組みがきちんと回っていくというような制度にしていく必要があると思っています。いただいた意見を踏まえながら、国の関与についてさらに精緻化をしていきたいというふうに思います。

それから、遠藤委員の、日本原燃に対するガバナンスに関する意見ですが、ご指摘の趣旨はよくわかりますけれども、他方で、やはりこの民間事業体として存在している日本原燃のいろんな知見、あるいは技術といったものの活用を、国の関与をふやしながらも最大化していくのかというところが、いろいろ検討に当たって考えなければいけない点でして、例えばこの日本原燃の資本の中に国が入っていくということになりますと、恐らく国はある意味チェックをする主体としてある、存在している枠組みの中で、当事者として存在する部分も出てきてしまい、このチェックの機能というのがかえって阻害されるようなことがあるといったこともあるかもしれません。

いずれにいたしましても、この原燃の持っている特性、特徴というものを、どううまく生かし、民間活力を活用しながら、国がきちんとしたその目くばせをしていけるのか。このバランスの問題であると思いますので、今後のいろいろな検討に当たって、よくよく考えていきたいというふうに思っております。

○遠藤委員

私の説明の仕方がちょっと悪かったかもしれないんですけども、国の出資というよりも、認可法人の出資という形ですので、国の出資というふうには申し上げておりませんので、そこはよろしくお願ひいたします。

それと、私ちょっと1点質問をし忘れていたので、追加で申しわけありません。新法人の資金

需要の手当て等なされて、書かれてあるんですが、新法人も再処理等の、主な業務として再処理等の実施というふうに書かれてありますて、この原燃との関係性を見る上で、新法人も再処理事業に手を出すというか手がけるという、その可能性なり、そういうものはどうのよう理解をすればよろしいのでしょうか。

○浦上原子力政策課長

もちろん、新法人の業務というのは書き出していかなければならぬので、そういう意味では、この実施ということは当然書き出されなければいけない要素だと思われます。他方で、新法人自身がみずからいろいろな設備を所有して、みずから業務、再処理にかかる業務をやるということは、日本原燃への委託ということをするのであれば、重複するということになりますので、それを自らやるという局面は、当面想定する必要はないのではないかと思います。

○山内座長

ありがとうございます。

では、次、辰巳委員、どうぞ、ご発言。

○辰巳委員

ありがとうございます。今回、少し整理していただいたことで、またちょっと質問になると思うんですけども、例えばそのページ3の事業の対象範囲の話で、新たにこの再処理にかかる関連事業も対象に入れていくというお話ではあったので、それはもちろん了解なんすけれども、例えば現在の原子力発電所を廃炉にしたときにも、やっぱり同じように低レベルの処分をしなければいけないものも出るでしょうし、この地層処分をしなければいけないものも出るかもしれないというふうに思っていまして、そういうのとのそのすみ分けを、さらにまたやるということを考えるのかどうか。これは本当に、今はこの絵の中では再処理事業に関連するものという表現で漠と書いてあるんですけども、そういうほかからまた出てくる、だから、国内で発生するこういうふうな処分すべきものというのはどのように考え……何かこう、縦割り、縦割りでね、私からすれば、最終処分の本当の一部のことだけとかという話になって。

それから、ついでなんすけれど、例えばその貯蔵のところも含めて、貯蔵も、例えばその戻ってきたガラス固化体を貯蔵しているけれども、それはNUMOの方で面倒を見ているのかどうか、ちょっと私わからなくて、金額的にな。だから、そういうのもこの貯蔵の中に入る、貯蔵というのはどういうものを今、指しておられて、言っておられるのかというのがちょっとわからぬいというのがあって、それをまず伺いたいなというふうに。まだちょっと他にもあるんすけれど、とりあえず。

○浦上原子力政策課長

ちょっと説明が舌足らずで恐縮でございます。ここに書かれておりますのは、あくまでこの再処理に伴う、さまざまなもの関連事業ということでございまして、ここで言っている「低レベルの処分」も、その再処理工場を実際に運営、運行していく中で出てくる廃棄物のことを言っています。あるいは、再処理工場自体が最終的に廃止措置になるようなとき出てくるものということでして、一般の原子力発電所がその廃止措置をする際に出てくるものについては、これとは別に、みずから必要な資金は確保して、事業者が事業者の責任のもとでやっていくという責任の中で措置をしておりますので、これはあくまで再処理にかかる部分での関連事業ということです。

○辰巳委員

はい。貯蔵に関しては。

○浦上原子力政策課長

貯蔵に関しましては、一言で言うと、一時的な管理ということで、今、海外に委託してMOX燃料に加工したもの、あるいはそのガラス固化体になって戻ってきたもの、これについては今、日本原燃で管理をしています。

これらの最終的な地層処分に関して、今さまざまな場所探しの対応をしているわけでして。

○辰巳委員

もちろん、そうですね。

○浦上原子力政策課長

それと同じように、再処理工場でガラス固化体を作ったものについて、当面、一時的に保管をしておく必要がありますので、それにかかる費用というのが、ここで書かれているこの貯蔵物管理ということです。さらに加えれば、このプルトニウムや有用物質の抽出をした後に、このMOX燃料に加工するまでの間、当然タイムラグがございますので、そのために使うような費用も含まれてくるかと存じます。

○辰巳委員

はい。じゃあ、そういうことで、本当に制限された範囲の中というか、もうこれだけのものだということなんですね。

○浦上原子力政策課長

はい。

○辰巳委員

先ほどちょっと申し上げたように、やっぱり同じように出てくる廃棄物を、この部分はここに、この部分はここにとかというふうなことが、何となく不合理だなど私なんかは思っていて、出てきた結果のものが同じで、同じように処理をしなければいけないのであれば、そこら辺は何か一

緒に重ねて考えられないのかなというふうに思ったまでです。ただ、これはこれということであるなら、それはそれで了解しました。

それで、現状のその基本計画上は再処理をするという前提で、これ、今回説明をされているんですけれども、もしも、例えばその乾式の貯蔵をやっていくんだというふうな話がもし起きたときに、そういうのはもう今は考えないということでおろしいんでしょうか。2つ目の質問。

○浦上原子力政策課長

今現在におきましては、エネルギー基本計画の中で基本的に再処理を推進していくというのが国の方針ですので、それを前提にした制度設計ということです。

乾式貯蔵を別途進めるということに関しましては、この中間貯蔵施設の必要性ということで、先般も閣僚会議でアクションプランなどをつくりまして、この乾式貯蔵設備の建設に当たっての国の関与した上での積極的な取り扱いということについて、別途政策としては進めておりますので、それはそれ、これはこれでやっていくということです。

○辰巳委員

それからもう一つ、すみません。7ページの認可法人に関するなんですかとも、この中に外部の有識者委員会を設けるというふうに書いてあって、外部有識者委員会と書きつつ、絵が、法人の内部に書いてあるんですね。それで、私としては、この有識者委員会の人たちがどういう位置づけなのかがわからなくて、これではね。

それで、しかもこの新法人、でき上がった法人の役員やら事務局と矢印で直結するように、相互で直結するように書かれていて、私の目からすると、これでは新法人の中身の運営の実態、要するにマネジメント、ガバナンス全部が、この事務局が全部準備し、これでいいですかって言って出すだけにしかならず、本当に有機的にこの有識者委員会が機能するのかというふうに思えて、これではまずいなと思っておりますもので、私自身はね。

だから、これは外部と書くなら外部に出すべきで、それでもって、やっぱりそうは言いながら、この有識者の委員会も検討するためにはそれなりの資料集め等やらなければいけないでしょから、その有識者委員会が別途それ専用の事務局を持つべきだと私は思っています、この新法人の中の事務局がその有識者委員会の事務局を重ねてやるということは、全く外部の役割を果たさないというふうに思っていますもので、そういう目線での検討というものが必要ではないかと思っての意見です。

以上です。

○浦上原子力政策課長

ありがとうございます。ちょっと、内部に「外部」と記載してしまって混乱させてしまったか

もしれませんが、新法人の役員は役員としており、それらの人が「内部の人」だとすれば、その人を監視する「外部の人」という意味で書かせていただいております。きちんとその整理をした上で検討していきたいと思いますし、事務局の在り方といった運用の仕方については、他の法人いろいろどうやってやっているのかというのを研究しながら詰めていきたいと思っています。

○辰巳委員

ぜひ、よろしくお願ひします。

○山内座長

圓尾委員、どうぞ。

○圓尾委員

すみません、1つ質問と、何点か意見を申し上げます。

第一は、再処理を念頭につくられているペーパーだと思うのでこれでいいと思うのですが、2周目というか、MOX燃料を燃やした後の処理はどう考えているんでしょうか? MOX燃料を燃やした後は、再処理しないまでも、きっと長年にわたって処分しなければいけない。そのための資金確保を、燃やした段階でしておくのもまた大事なことであると思います。範囲外ということかもりませんが、どういう整理になっているかを後で教えていただければと思います。

それから、先ほどから意見出ていたところでもあります、この法人が自ら資金調達をする機能を、いざというときに備えて持つのはいいと思うのです。が、それを民間から調達するということになると、この法人がどうやってキャッシュを生み出して返済していくのか、という裏付けがないと当然借りられるわけないので、その観点で、このペーパーだけだと見えにくいところがあると思います。必要があれば整理した方がいいと思います。

あと、新法人の業務として、拠出金額の決定と書いてありますが、これと、それから最後に書いてあった著しい事業環境の変化のときに、どういう対処方法があるのか、というところがリーズナブルな水準におさまっていないと、自由競争の中で原子力事業者が、場合によってはフロントからストップするという決定もしかねない話だと思います。

再処理を含めて、こういうビジネスをやるのにこのぐらいのお金が必要だから拠出金額は幾らになります、というようなコストベースの積み上げだけではなく、ちゃんとマーケットと会話をしながら、どのぐらいのコスト負担であればお金の貸し手がしてくれるのだろうか、どのぐらいのリスクであれば出してくれるのだろうか、ということを、会話をしながら金額を決定していくないと、コストだけで判断すると、決定した途端にフロントからストップするというような事態にもなりかねない、というところを注意しておかなければいけないと思っています。

それから、ガバナンスですが、さつき株を持つとかいう話がありましたが、原燃の株主としては原子力事業者がいるわけですから、私はここを明確に分けた方がいいと思っています。つまり、やらねばならないことを確實に実行してもらうために管理・監督する新法人と、それから、それに対してできるだけコストを抑えて、できればきっちり利益を上げるような方向で、そういう目線で監督するその株主と、役割を分けておかないと何を管理・監督していくかというのが曖昧になってしまうと思います。というのが一つです。

あと外部有識者委員会の法律上の規定というところに関して言いますと、7ページの絵を見てもわかるとおりステークホルダーが非常に少ない中での枠組みなので、この外部有識者委員会の決議も重要なものについてはダブルチェックにしておいた方が、恐らくいいんだろうと思っております。

最後のページのところでは、先ほど申し上げたことと何か逆を言うようではありますが、著しいその事業環境の変化のときに、例えば何かの基準が変わって、それに伴って発生する費用を全て確実に回収できるようなスキームがあったとしたら、安全に対して前広に投資しようという意欲を逆にそいでしまうんじゃないかと思います。原子力小委で原発自身に対しても申し上げましたが、やはり、安全投資に対してインセンティブが働くような、少なくともディスインセンティブにならないような枠組みにしないと問題かなと思います。以上です。

○山内座長

それじゃ、増田委員、どうぞ。

○増田委員

新たな法人を設立をして中立性を担保する、こういう一連の流れで来て、その際のガバナンスをどうするかということは、今日この7ページに図示されているように、新法人に対しての外部有識者と、それから国の認可という、こういうダブルチェック。制度面でのやり方はこういうことでしかあり得ないと思いますし、その際に新しく法律が必要になりますが、今回出ている外部有識者委員会についての規定を置くことになるわけなので、それについての規定の書きぶり、単に書きぶりというより、中身が実効性のある形にするということについて、よく経産省の方でご検討いただきたいということが第1点であります。

それから2つ目は、先ほど来、特に遠藤委員の方で問題提起されたところでありますが、私も民間事業者、事実上これは日本原燃ですから、こことの関係をどうするかというのが一つあると思うんです。まずそれ以前に、今の1番目のガバナンスのところもそうですが、新法人の中立性ということを確保するということがこれまでの議論では重要だったと思うのですが、そこに対して、これは2点目は原子力事業者向けの発言ですが、原子力事業者がきちんと新法人にコミット

する、協力をする、まず、そこが非常に重要な点であって、これを原子力事業者がきちんと踏まえた上で、今後事業を進めていくということが必要だと思います。

その上で、その原子力事業者のコミットと協力ということから言うと、私はもう一つ、原子力事業者が日本原燃に対して出資をして、取締役として事実上多くの人を送り込んでいるわけですが、その原子力事業者が、日本原燃に対してきちんとした経営責任を果たしてきたのかどうかというところです。ここが、私は、まず問われなければいけないのではないかと思います。出資者として、今まで以上のきちんとした責任を果たすということですね。余計、より厳しく、この日本原燃の事業に対して、原子力事業者がいわゆる責任、監督をしていくといった、そういうコミットの仕方を、原子力事業者も十分に行ってほしいと思います。

先ほど、新法人との関係で言うと、国の認可と、それから外部有識者委員会のダブルチェックで考えていくということですが、それに、あと、そこの新法人が委託先として民間事業者ですが、事実上日本原燃ということになると思うのですが、そこと委託契約を結ぶ際に、一方でその日本原燃も、金額なり、それから事業の内容について、ある種、新法人に対して牽制するような立場にも立つはずなのですが、その日本原燃自身がきちんとした仕事をしていないと、あるいは責任を果たすような立場になっていないと、この委託関係がそういうクリアな形になりませんので、そのことを今、私は指摘したつもりであります。

それから、3点目なのですが、これは当然言わずもがなのことではありますけれども、こうして制度のことをいろいろ議論して法律をつくって、きちんと制度的な担保をしていくとなると、いよいよその先には実際に人選ということになってくるわけで、制度をどういうふうにつくったとしても、人選でミスをするときちゃんと機能しないので、これは言わずもがなであり、まだ先の話ですが、しっかりとした制度設計をし、それを実現した後の役員の人選が極めて重要であるということを、あえて付言をしておきたいと思います。

以上であります。

○山内座長

ありがとうございます。よろしいですか。

では、秋池委員。

○秋池委員

2点ございます。

まず1つ目ですけれども、この使用済燃料の再処理というのは、非常に長期にわたって、そして巨額の資金が要るという事業でありますので、必要な資金を安定的に確保できないと、維持ができないということがございます。ですので、原子力事業者に最後まで責任を果たさせるという

ことのためにも、事業の予見性が確保できることと、そして、それを通して資金が確保できることが必要だと考えます。

それから、もう一つはガバナンスのことですけれども、形は整っていくわけですけれども、形をつくっても機能していないガバナンスというのはあるわけですので、運用面での工夫ということを、ぜひ心がけていただければというふうに思います。

○山内座長

ありがとうございます。

それじゃ、永田委員、どうぞ。

○永田委員

私からは、ポイントとして2点申し上げたいと思います。

1つ目は、先ほど来お話がございますガバナンスのところでございますけれども、もちろん外部からの管理・監督というガバナンスも必要でしょうし、一方で自律的なガバナンス、例えば原燃自らが、その中のガバナンスを効かせる運用の仕組みをどう作るかというところが、ポイントであろうかと思っております。

以前、原燃からも、プロパーの方たちも増えてきたという説明があり、その中で将来の役員候補であるとか、そういった方たちも既に出てきているのではないかと想像しています。その方たちが一番その事業のことをよくわかつていらっしゃって、なおかつ、自律的なガバナンスを設計できるようにすることも、同時に重要ではないかと思っております。

ちょうど上場会社等ではコーポレートガバナンス・コードの導入が進んでおりますけれども、その中で当然、株主の権利を保護するかとか、株主以外のステークホルダーに対してどういう形で協働していくのかとか、それから、ディスクロージャーを自ら、透明性が高く、なおかつ質の高いものにするかということも、あわせて必要ではないかと考えます。

それから、今回のコーポレートガバナンス・コードでは取締役の責任をより明確にして、事業計画、それからROEであるとか、そういった数値目標をきちんと説明をする責任を果たすと、そういうことも今回のガバナンス・コードではうたわれております。

したがいまして、今後、事業者として幅広くステークホルダーと会話するためには、自律的なガバナンスの設計と、それを担保するための運用の仕組みを自ら検討されるべきであり、それに對して、例えばこの外部の新法人であったりとか、外部の有識者委員会が外からの管理・監督をきかせるという、両輪を持ったガバナンス体制が必要ではないかと私は思います。

以上は、1点目のガバナンスの件でございます。

それから、今回の課題に対する対応、整理ということで、基本的に、実務的に私も若干懸念

したところは、ほぼクリアしたのではないかと思います。例えば、4ページ目の積立金を拠出金制度に変えるときに一旦現金化しなくていいということで、課税上のリスク等も軽減、回避できるかもしれないと、このあたりがポイントになります。それから、同じく、新たに対象になったものに対するコストに対しては激変緩和を処置することも検討されるということで、このあたりも事業者側としては非常に重要なポイントでないかと思っております。

それから、いろんなポイントの中で、最終的にはやはり負担すべき時点で事業者がおのの負担するということが、事業者の責任を果たすということがあります。責任を果たしているということを会計的にも認識するということが重要なポイントであろうかと思っております。そのあたりは実務の最終的な落とし込みの中で何らかの明確な手当て、もしくはその辺のコミュニケーションを、事業者側とエネ庁を含めてコミュニケーションを図っていただくことが重要ではないかと思います。

あとは、範囲のところで今回、MOXも含めてその範囲にするということですが、このあたりはそのMOX燃料の会計的な考え方をどう整理するかも十分慎重に検討した上で、費用なのか、資産なのか、その際に資産性の認識等の検討が必要になれば、慎重な実務的な検討をさらに重ねていただきたいと思います。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。

他にご発言のご要望はございますか。

どうぞ、辰巳委員。

○辰巳委員

すみません。大したことじゃないんですけども、先ほど圓尾委員が、このガバナンスをやつしていくに当たってステークホルダーが少ない、少ないステークホルダーだからとおっしゃったもので、ちょっとその言葉に私自身はひつかかってしまってですね。やっぱり全国民がステークホルダーだと私は思っておりまして、もちろん立地の地域の話もあるでしょうし、だから、そういう意味では捉え方が、やっぱり全国民が後ろについているんだということを認識していただきたいということで、あの言葉がそのまま残るとちょっとまずいなと私は思ったもので、すみません、失礼しますが、よろしく。

○山内座長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうかね。

皆さんからご意見いただきまして、ありがとうございました。

皆さんのご意見は、あるところに、何といいますか、まあ集中していたように思います。

一つは事業の範囲ですね。これをどういうふうに捉えるかということと。

それから、これも、実際に関連事業をどう捉えるかということもそうですし、段階を踏んでどういうふうに捉えるかということも出ましたので、その辺も少し整理させていただければと思います。

もう一つ意見が集中したのは、やはりその新法人の組織、あるいはガバナンス問題ですかね。それで、仕組みをどうするか、それから外部有識者委員会というものはどういう組織で、どういうふうにかかわっていくのかということですね。この辺をもう少し明らかにするべきだという意見もありまして、その将来的には人選の問題もということもございました。それも皆さんのご意見と。

それから、先ほど政府の位置づけをどうするんだということで、これについてはいろんな意見がございましたので、政府としての意見をもう一回確認していただいて、この法人とその政府との位置づけ、あるいはガバナンスの問題ですね、これも明確にしていただければというふうに思っています。

基本的にはそのようなところが皆さんのご指摘であって、事務局の方で対応していただいて、取りまとめに向けて議論を収束させたいというふうに思っております。

以上で、私のあれですけれども、他に何かご発言ございますか。もしよろしければ、そのような方向で進めさせていただきます。

本日、ワーキンググループの開催に当たりまして、次回等、これについてはいかがでしょうかね。これは追ってですね。失礼しました。次回のワーキングについては追って事務局より皆さんにご連絡をするということでお願いいいたします。

それでは、これをもちまして、第4回の原子力事業環境整備専門検討ワーキンググループを開会とさせていただきます。

どうもご協力いただきまして、ありがとうございました。

一了一